

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年12月21日付け4人第1767号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

個人の氏名、職名、所属名を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年12月14日付けで、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「令和2年度被災地域生活交通確保維持費国庫補助金及び県が交付した令和2年度被災地域地域間幹線系統確保維持補助金交付決定取消しにともなう、損害賠償審査会の審査結果・報告書等の資料」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和4年12月21日付けで、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）として、「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について（報告）」を特定し、以下のとおりその一部を不開示とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - (1) 不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）
個人の氏名、職名、所属名
 - (2) 根拠規定 条例第7条第2号
理 由 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年1月9日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年2月15日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。
- 5 審査請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、令和5年3月2日付けで、反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の一部を取り消し、全部を開示するとの裁決を求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。
 - (1) 県公有財産規則第51条の規定に基づく被害報告における県に損害を与えた職員の

所属名・職・氏名及び事故報告書における当該職員の職氏名（令和元年度担当者・令和2年度担当者）は、条例第7条第2号ただし書ウ「当該個人が地方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る部分」に該当するため、個人の氏名・職名・所属も開示する義務がある。

- (2) 職務の遂行の内容に係る部分は、直接の関連の有無にかかわらず、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き全て開示義務がある。
- (3) 実施機関には福島県損害賠償審査会業務の執行と直接の関連を有する情報か否かによって、不開示決定処分とする権限はない。条例第7条第2号ただし書ウに「職務の遂行」と記載があるとおり、業務の執行と直接の関連によって「職務の遂行情報」を不開示決定処分としてはならない。条例の文言は文理解釈し、文言を独自の見解で恣意的に解釈してはならない。
- (4) 実施機関の判断は、福島県情報公開条例に基づき慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに開示請求権を侵害しないよう条例の文言に基づいた慎重な判断が求められる。
- (5) 審査請求人が提訴した不開示決定処分取消訴訟の第1審で開示義務があるとの判決が下され確定し、起案者の職名と氏名は開示され公になっている。よって審査対象者がこれら職員であれば条例第7条第2号ただし書アにおける公にされた情報に該当する。

また、バスの補助金交付事業の職務の遂行に係るミスで福島県に7452万4千円の損害を与えた重大性と職務との関連性からしても、福島県損害賠償審査会が公正公平な審査をしたことを県民に説明する責務を果たす必要性があり「職務の遂行に係る情報」として開示すべき義務があると考えます。

- (6) 公用車の運転ミスについても、条例の透明で公正な県政を推進するという目的と県民に対する説明の責務を果たす必要性があり「職務の遂行に係る情報」として開示すべき義務があると考えます。
- (7) 大阪市公文書公開条例に関し、公務員の職務の遂行に関する情報について最高裁判平成15年11月11日判決（民集57巻10号1387頁）は下記のように判示した。「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれている場合を除き、公務員個人が同条2号にいう「個人」にあたることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。」この最高裁判例からして、公務員の職務遂行上のミスに係る情報は開示義務があるものと解する。
- (8) よって、開示した公文書における県公有財産規則第51条の規定に基づく被害報告における県に損害を与えた職員の所属名・職・氏名及び事故報告書における当該職員の職氏名（令和元年度担当者・令和2年度担当者）の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について（報告）」であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

対象公文書にある個人の氏名、職名及び所属名は、個人に関する情報であって当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

対象公文書に記載されている個人の氏名、職名及び所属名の情報は、これを公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから同号ただし書アには該当せず、同号ただし書イにも該当しない。

当該個人の氏名、職名及び所属名の情報のうち、本件開示請求の対象とされている「福島県損害賠償審査会」業務の執行に直接の関連性がない情報については、公務員等の具体的な職務の遂行に直接の関連を有する情報ではない。

また、損害賠償審査会における個人が特定できるような情報を開示することは、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号ただし書ウにも該当しない。

よって、本件審査請求には理由がないので棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

3 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人

が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

当審査会において対象公文書を確認したところ、実施機関が不開示とした個人の氏名、職名及び所属名が記載された部分は、その記載内容のみで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ただし、個人に関する情報であっても、例外的に開示するとされるただし書に該当する場合は、開示しなければならないことから、開示・不開示の判断をするに当たって、ただし書の該当性について以下判断する。

イ ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アの規定は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は開示するというものである。

「法令等の規定により又は慣行として公にされ」とは、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報や叙勲者名簿等慣行として公にされている情報等、一般に公表されている情報をいい、これらの情報を開示することは、場合によっては、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられるとされている。

また、「公にすることが予定されている情報」とは、公表されることが予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例として公表されるものをいい、例として、県が県民に対して公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、県民も公表することについて了承しているもの、個人が公表することを了承し、又は公表されることを前提として提供された情報、個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報等があるとしている。

審査請求人は、自らが提訴した不開示決定処分取消訴訟の第1審で開示義務があるとの判決が下され確定し、発議書の起案者の職名と氏名は開示され公になっていることから、審査対象者がこれら職員であれば条例第7条第2号ただし書アにおける公にされた情報に該当するとして、令和元年度担当者の職名及び氏名は開示すべきとしている。

この点、開示することが判決で確定した情報については、当該情報の性質上通例として公表されるものといえるため、令和元年度担当者の職名及び氏名は開示すべきであると解する。

ウ ただし書イの該当性について

ただし書イは個人に関する情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するというものである。

この点、本件不開示部分を開示することにより、特段、人の生命、健康、生活又は財産を保護することにはつながらないので、本件不開示部分の情報はただし書イには該当しない。

エ ただし書ウの該当性について

ただし書ウは、当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合に、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報は開示されるというものである。

この点、公務員の職務の遂行に関する情報について最高裁平成15年11月11日判決（民集57巻10号1387頁）は下記のように判示した。「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれている場合を除き、公務員個人が同条2号にいう「個人」にあたることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。」

本件不開示部分には、県の職員の公用車運転に係る事故に関する部分及び補助金誤交付に関する部分が存在するが、前者については公用車の運転という職務、後者については補助金の交付という職務の遂行に関する情報であり、いずれも公務員の職務の遂行に関する情報であると解される。

次に、これらの情報が公務員個人の私事に関する情報に該当するかどうかについて検討する。大阪高裁平成18年12月22日判決（平成18年行コ第26号、同第68号）は、兵庫県教育委員会における体罰発生報告書に係る情報公開について、以下のように判示している。「体罰が加えられる前の加害教員と被害生徒等とのやり取りに関する部分や、体罰が加えられた後の加害教員その他の教職員と被害生徒及びその保護者等とのやり取りに関する部分についても、加害教員その他の教職員との関係でみると、同様に公務員である教職員の職務遂行に関する情報であるといわざるを得ず、このような情報は前段の非公開事由に該当しないと解することが相当である」「加害教員その他の教職員が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものといえることができ、そうすると、このような情報は前段の非公開事由に該当する」。

上記判決は、体罰等の公務員の非違行為について、その事実関係に係る報告書に記載された個人に関わる情報は当該公務員の私事に関する情報にあたるとは言えないが、当該公務員が懲戒処分等を受けたことを示す文書に記載された個人に

関わる情報は、当該公務員の私事に関する情報にあたり開示することができないとするものである。

これを本件に当てはめてみるに、損害賠償審査会の審査の対象になっているという情報は、将来県から求償権を行使される可能性を示す情報に過ぎず、懲戒処分等の身分上の取扱いに関する情報とまではいえない。確かに、損害賠償審査会の審査の対象になれば、対象となった公務員の行為の妥当性について審査されることになり、その情報が開示されれば当該公務員が審査の対象となったという情報が明らかになるが、それは当該公務員が懲戒処分等を受けたような情報に比べて当該公務員の個人的な評価を低下させるほどの情報ではない。このような情報が開示されることによる公務員の不利益よりも、このような情報が開示されないことによる公益上の不利益の方がなお大きいと認められる。上記判決に照らしていえば、非違行為の事実関係を示す情報に類似し、懲戒処分等を受けた情報ほどの私事性は有しない。よって、本件不開示部分は、公務員個人の私事に関する情報を含むとはいえず、開示すべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 5年 3月 8日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
令和 6年 5月 8日 (第336回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 5月30日 (第337回審査会)	・実施機関への意見聴取 ・審議
令和 6年 6月20日 (第338回審査会)	・審査請求人による意見陳述 ・審議
令和 6年 7月18日 (第339回審査会)	・審議
令和 6年 8月 1日 (第340回審査会)	・審議
令和 6年 8月28日 (第341回審査会)	・審議
令和 6年 9月11日 (第342回審査会)	・審議
令和 6年11月 7日 (第344回審査会)	・審議
令和 6年12月19日 (第346回審査会)	・審議
令和 7年 1月16日 (第347回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者